

## 編集後記

ウイルス性食中毒の全国縦断広域連携研究プロジェクト最終年度研究班報告発刊にあたり、研究班活動にご理解とご支援を頂きました関係各位に深謝の意を表します。

### 付記

私たちにとって、「小型球形ウイルス (SRSV)」と「ウイルス性食中毒」は厚生省と食品衛生法に認めて頂いたことで、臨床や疫学などの教科書にもようやく近年から用いることができるようになった訳ですが、SRSVも今日的な新しいカリシウイルスの国際分類命名に従うと、学術用語としては相応しい表記とは必ずしも云えない状況になってきました。わが国では、平成9年に食品衛生法にSRSVが登場して以来、行政や一般社会にようやく定着してきた感があるSRSVは、国際学術表記、即ちノーウォーク・ウイルス (種名: NV) とされることとなります。

即ち、これまでの電子顕微鏡学的形態表記は遺伝子クローニングやその遺伝子産物の検出が日常的に行われてきた現在、行政においても従来の表現は許されなくなってくるでしょう。このSRSV表記変更の問題は、国際ウイルス分類委員会最終決定までに私たち日本側の分類命名作業グループが具体的な命名提案を関係学術団体の総意に基づき意思表示を行う必要がある。今、SRSV関連ではカリシウイルス科・属・種の内、属名が未決定であります。また、遺伝子型群 Genogroup:G1 や G2 などの論文表記も今後論議対象となってくるでしょう。ただ、日本のSRSVの特徴として、当班の長期間全国サーベイ観察の結果、G2出現が圧倒的で国内SRSVの約9割を占め、なかでもG2群内の日本型亜型JP1とJP2出現の傾向が大であったことから、NV表記に代表されるG1をSRSVの差し替え名称とすることに個人的な抵抗を感じずには居られないのが現実であります。

前回の本書で、ごく近年のわずかな期間有効であった第6次国際分類命名委員会暫定案のヒトカリシウイルス (HuCV) を今後SRSVの代称として奨める旨ここに記しましたが、HuCV名称は学術的には使われなくなりませんのでご使用にならないようお知らせ申し上げます。

ウイルス性食中毒原因の遺伝子検査標準法  
確立と全国行政対応整備に関する研究

無断複製・転載を禁ず

---

制作・著作	厚生科学全国ウイルス性食中毒研究班 平成12年4月10日発行(非売・限定印刷)
発行・編集	川本尋義(厚生科学特別研究事業・主任研究者) 厚生科学特別全国ウイルス性食中毒研究班長
発行所	〒502-0045 岐阜市長良校前町2丁目4番地 農協ビル505号 川本尋義 TEL: 058-233-8781 e-mail: LEE07543@nifty.com drkaw@prontomail.ne.jp
所属機関	岐阜県生物産業技術研究所 〒505-0004 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3481-2 TEL 0574-25-3803 FAX 0574-25-3804
印刷	有限会社 三進社印刷所 岐阜市石長町6丁目5番地 TEL 058-245-3624 FAX 058-248-3352

---